

## 新潟大学における地球温暖化対策に関する実施計画

平成 21 年 3 月 13 日

国立大学法人新潟大学

地球温暖化問題の解決に向けた取組は、人類の存続にとって最重要の課題である。2005（平成17）年2月に発効した「京都議定書」においては、我が国の温室効果ガスの総排出量を2008（平成20）年から2012（平成24）年までの第1約束期間において、基準年の1990（平成2）年レベルと比較して6パーセント削減することとしている。

本学は、温室効果ガスの削減に努めるべく、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に基づき、温室効果ガス排出量の削減等のための措置を含めた、国立大学法人新潟大学における地球温暖化対策に関する実施計画を以下のとおり定める。

### 第一 基本方針

1. 新潟大学は学生・教職員及び地域生活を含め、安全で快適なキャンパスづくりを推進し社会に貢献する人材・知の創造を行う。
2. 本計画は別に定める「新潟大学における地球温暖化対策に関する実施要領（以下「温暖化対策実施要領」と略）を実施することで、温室効果ガスの排出量を削減する。

### 第二 対象となる期間及びキャンパス

1. 本計画は、2009年度から2013年度を対象とする。
2. 本計画は、新潟大学（附属学校を含む。）の全てのキャンパスを対象とする。

### 第三 温暖化対策実施要領

第一の目標を達成するため、本学は以下の措置を実施する。

1. 温室効果ガスの排出の抑制等への配慮
  - (1) 教育・研究における温室効果ガス抑制の啓発及び研究推進
  - (2) エネルギー使用量の抑制
    - ア. 校舎におけるエネルギー使用量の抑制等  
冷暖房の適正な温度管理
    - イ. 通学・通勤・敷地移動等におけるエネルギー使用量の抑制等
    - ウ. 節水等の推進
  - (3) ごみの分別
  - (4) 用紙類の使用量の削減
  - (5) 廃棄物の減量
2. 職員学生及び社会等に対する情報提供等
  - (1) 職員学生及び社会等に対する地球温暖化対策に関する情報提供
  - (2) 地球温暖化対策に関する活動への職員学生及び社会等の積極的参加の奨励

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮
  - (1) 低公害公用車の導入
  - (2) 自動車の効率的利用
    - ア. 公用車等の効率的利用等
  - (3) エネルギー消費効率の高い教育研究機器の導入
    - ア. 省エネルギー型機器等の導入
    - イ. 節水機器等の導入等
  - (4) グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）
    - 対応製品の使用等の促進
    - ア. 再生紙の使用等
    - イ. 木材、再生品等の活用
  - (5) その他
    - ア. その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択
    - イ. 製品等の長期使用等
    - ウ. エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し
    - エ. 購入時の過剰包装の見直し
    - オ. メタン（CH<sub>4</sub>）及び一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の排出の抑制
4. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮
  - (1) 環境にやさしい学校施設（エコスクール）整備の推進
  - (2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底
  - (3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
  - (4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
    - 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
    - また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入に努める
  - (5) 水の有効利用
  - (6) 周辺の緑化
    - ア. 敷地等の緑化の推進等
    - イ. 敷地内の環境の適正な維持管理の推進
  - (7) その他
    - ア. 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施
    - イ. 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施
5. 上記1から4を所管する部局は別に定める

#### 第四 推進体制及び実施状況の点検

1. 毎年度、温室効果ガス排出量の定期的な把握を行うとともに、本計画の実施状況を点検し、成果を把握する。なお、必要に応じ、本計画の見直しを行うものとする。
2. 前項の点検を行ったときは、その結果を公表するものとする。
3. 第一項の点検及び見直し等は「環境管理専門委員会」の審査を受ける。

(別記)

新潟大学における地球温暖化対策に関する実施計画 第三 5の所管（計画・推進・フォローアップ）部局は下記とする。

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| 1. 温室効果ガスの排出の抑制等への配慮    | 【総務・学術情報・学系等事務】    |
| 2. 職員学生及び社会等に対する情報提供等   | 【総務・研究支援・学務・学系等事務】 |
| 3. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮 | 【財務・学系等事務】         |
| 4. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮   | 【施設管理・学系等事務】       |